

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年9月8日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	プレミアム・インカム実績分配ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年6月10日から平成28年6月8日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年 6月 9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項につき、繰上償還（信託終了）に関する議案を提案し書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行うことといたしましたので、訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、「第一部 証券情報（7） 申込期間」および「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（3） 信託期間」につき、繰上償還に関する書面決議についての記載を追記することとし、以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

_____部分は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成27年 6月10日から平成28年 6月 8日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

<訂正後>

平成27年 6月10日から平成28年 6月 8日までです。

なお、当ファンドにおいて、本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了(投資信託契約の解約) (イ)」の記載にしたがって、平成27年10月22日付けで繰上償還を行う予定です。繰上償還が確定した場合、平成27年10月3日以降の購入のお申し込みはできません。

繰上償還の書面決議について

当ファンドにおいて、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、『繰上償還(信託の終了)』の是非を議案として、書面による決議を平成27年 9月30日に実施する予定です。

議決権の行使は、平成27年 9月 9日時点の当ファンドの受益者を対象としております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成27年10月22日をもって繰上償還いたします。また、上記の決議要件を満たさず本議案が否決された場合は、繰上償還は行いません。この場合、本決議の後、投資信託契約を継続する旨をすみやかに受益者のみなさまにお知らせいたします。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

なお、当ファンドにおいて、後述「(5)その他 a. 信託の終了（投資信託契約の解約）（イ）」の記載にしたがって、平成27年10月22日付けで繰上償還を行う予定です。繰上償還が確定した場合、平成27年10月3日以降の購入のお申し込みはできません。

繰上償還の書面決議について

当ファンドにおいて、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、『繰上償還（信託の終了）』の是非を議案として、書面による決議を平成27年9月30日に実施する予定です。

議決権の行使は、平成27年9月9日時点の当ファンドの受益者を対象としております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成27年10月22日をもって繰上償還いたします。また、上記の決議要件を満たさず本議案が否決された場合は、繰上償還は行いません。この場合、本決議の後、投資信託契約を継続する旨をすみやかに受益者のみなさまにお知らせいたします。